



撮影：湖西地区保護司会 穴水正哲氏

静岡県更生保護

第561号

着任の御挨拶



静岡保護観察所長 中島 祐司

この春の人事異動により、宇都宮保護観察所から転任してまいりました。宇都宮保護観察所より以前は、東京・霞が関界隈で二十二年間勤務しておりました。まさに、「新参者」でございます。更生保護の源流がある、ここ静岡県の更生保護関係者、関係機関・団体の皆様から、改めて「更生保護の心」を学び、静岡県の更生保護の更なる充実発展に微力を尽くして参る所存ですので、御指導の程よろしくお願い申し上げます。

さて、私たちは今この時も、刻々と変化する激動の中で生活をしています。想定よりもはるかに速く進む少子高齢化、これまでの常識が分かりづらくなる価値観の多様化、急激なAI技術の進歩、匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）による悪質・凶悪な事件の増加などといった国内の状況に加え、世界情勢に目を転じれば、保護主義の台頭や資源の争奪など、様々な利害が複雑に絡み合い、解決が困難な紛争や戦争が生じています。

残念ながら、現代社会の中で孤独や孤立を深め、様々な生きづらさを抱えたまま犯罪や非行に至る者がいるわけですが、私は、このように不確実性が高まり、混沌とした社会だからこそ、常に生成AIが最適解を導き出せるとは考えておりません。なぜなら、私たちは、取り巻く事象によって様々に揺れ動く「心」を有しているからであって、人間が人間として心と心を通い合わせることがより一層求められているのではないかと考えているからです。今後も人間社会が存続し続ける限り、私たちの責務として、人が人に寄り添って立ち直りを支える「更生保護の心」を未来に継承していかねばならないと考えています。

若輩者の新参者が大それたことを申し上げました。今年令和八年は昭和一〇〇周年であり、昨年成立・公布された改正保護司法法の施行が予定されております。皆様とともに、誠実に県下の更生保護行政を進めて参りたいと存じますので、引き続きのお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

令和8年度 静岡保護観察所業務重点事項

～ つながりを広く、太く、しなやかに ～



令和8年度、静岡保護観察所においては、「更生保護行政における組織理念」を基礎に、職員が力を合わせ、県内の更生保護関係者、地方公共団体を始めとする関係機関・団体との連携強化に努め、以下の重点事項に取り組む。

1 更生保護の地域展開

(1)「息の長い」支援の推進

- ①保護観察又は更生緊急保護の期間満了者のうち、地域における支援を継続する必要があると認められる者については、刑執行終了者等に対する援助や地域援助等に関する情報を提供するなどして期間満了後の支援につながるよう促す。
- ②関係機関との連携強化や地域支援ネットワーク構築を推進する。
- ③更生保護施設に入所する者に対し、入所時にフォローアップ事業等の説明を行うなどして、その動機付けを図る。
- ④各地域におけるケア会議などに積極的に参加するなどして多機関連携を推進する。

(2)地方公共団体と一層連携した再犯防止の取組の推進

- ①保護司会等の更生保護関係団体の協力を得て、地方再犯防止推進計画未策定の地方公共団体に対し同計画の策定を働き掛ける。
- ②静岡県地域再犯防止推進事業について保護司への周知及び理解の促進に努め、保護観察終了後の生活の安定に向け効果的に実施できるよう必要な協力を行う。

2 改正保護司法を踏まえた保護司制度の改革・発展に向けた取組の強化

- ①幅広い分野から保護司の適任者を確保するため、多様な関係機関・団体への広報活動を推進する。
- ②個々の保護司の意向を尊重しながら、担当保護司の複数指名、保護観察官による直接的関与の強化など、保護司の不安解消・安全確保に向けた取組を推進する。
- ③自宅以外の面接場所の確保や保護司の適任者確保について、保護司会の意向を踏まえながら、地方公共団体を始めとする関係機関等への働き掛けや調整に取り組む。
- ④保護司専用ホームページ(H@)の活用促進を図る。

3 犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組の推進

- ①犯罪被害者等の心情等を十分考慮した上で、保護観察対象者に対し謝罪や被害弁償等の恩恵の措置に関する指導等を強化するとともに、被害者等に対する誠実な対応を促す。
- ②犯罪被害者等に対する職員研修を年1回以上実施して被害者に関する心情や置かれている状況について理解を深め、適切な指導・助言ができるようにする。

4 更生保護の「あたりまえ化」に向けた戦略の推進

- ①“社会を明るくする運動”等を通して更生保護ボランティアについて広く周知する。
- ②学校をはじめ、各種関係機関・団体等、幅広い世代を対象とする広報活動を行い、更生保護の認知度を高める。
- ③SNS、ホームページの効果的な活用を進める。

5 アセスメントを活用した社会内処遇の着実な推進

(1)アセスメントに基づく保護観察の充実

保護観察官のアセスメント能力を向上させるため、事例検討会等又は処遇困難ケースに対する外部の専門家によるスーパーヴィジョンを年1回以上実施する。

(2)社会復帰促進アセスメント及び自殺対策チェックリストを活用した医療観察の実施

令和8年度において開始された精神保健観察事件について、社会復帰促進アセスメント及び自殺対策チェックリストに基づいたケース協議を1回以上実施する。

6 新たな業務実施体制の整備

- ①複数の保護観察官等が必要な情報を共有し、保護観察事件等における処遇方針の検討及び実施、担当地区の保護司等への支援や関係機関等との連携確保等の業務について相互に協力して対応する(チームコラボレーション)。
- ②地区担当官が担当地区の保護司会等の活動支援や関係機関等との連携確保に努める(地域まるごと担当)。



保護司法の主な改正点について

静岡保護観察所企画調整課

令和七年十二月十日に公布された改正保護司法は、令和八年十二月の施行に向けて準備が進められていくところ。保護司法の担い手確保、活動環境の改善、安全確保が改正の趣旨となっています。

主な改正点は、次のとおりです。

一 保護司の任期の延長

新任保護司委嘱後、活動への御理解や保護司同士のつながりが十分に深まったとはいえない段階で早期に退任となるケースが一定数認められる状況等を踏まえ、これまで二年であった保護司の任期が民生委員等と同様の三年に延長されました。改正保護司法の施行日前に委嘱日・再任日を迎えられる方は任期が二年、施行日以降に委嘱日・再任日を迎えられる方は任期が三年となります。

二

保護司活動への支援・協力について保護観察所はもとより、国・地方公共団体による保護司会等への支援・協力規定が整備されました。また、保護司が勤務する職場において、保護司活動を理由とする休暇を取得することについて事業主の配慮規定が盛り込まれました。

三 面接場所の確保

保護観察対象者等との面接場所について、自宅以外の選択肢を広げるための取組が推進されることになりました。県内では地方公共団体や自治会等の協力を得て、すでに多くの方々に御活用いただいているところですが、夜間・休日利用が可能な場所等さらに開拓が必要と認識しております。

保護司の皆様が安心して充実した活動を展開いただけるよう、引き続き関係各所にも広く働きかけを行い、地域全体で保護司制度を支える基盤を築いてまいります。

更生保護施設静岡県勧善会の事業再開について

静岡県勧善会は、令和四年五月から収容事業を休止していましたが、令和八年一月一日をもって事業の再開を宣言し、同年二月五日から、被保護者の収容を始めました。静岡県勧善会の事業再開にあたり、関係の皆さまの様々なご支援に対し、静岡保護観察所としても、心よりお礼申し上げます。

新たな静岡県勧善会は、更生保護事業以外にも、生活困窮者自立支援法における居住支援事業や、静岡県弁護士会との間で「更生支援計画書」の作成に関する協定書を締結するなど、従来の更生保護施設の事業に留まらない新たな活動を始めようとしています。静岡県勧善会は、日本で最も古い更生保護施設であると同時に、日本で最も新しい事業を進めようとしています。

「息の長い支援」の実現に向けて、引き続き関係者の皆様の温かいご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。



令和 8 年度 職員担当表

静岡保護観察所

		担 当 官	担当地区等	その他の業務
所 長		なか じま ゆう じ 中 島 祐 司		
本 庁	企 画 調 整 課	企画調整課長 いし かわ あゆみ 石 川 亜 弓	被害者担当官	文書管理者 広報、地域援助統括、再犯防止
		庶務係長 たけ もと はる ゆき 武 本 晴 行	被害者担当官	文書管理担当者 再犯防止
		庶務係事務官 ふじ まき ゆう たろう 藤 巻 裕 太 郎		保護司選考会、表彰、デジタル化推進
		庶務係事務官 すず 鈴木 はな 菜		デジタル化推進
		会計係長 おお いわ ゆう 友 大 岩 友		文書管理担当者
		会計係事務官 た だ ゆい と 多 田 唯 人		デジタル化推進
		保護観察官 ふる 古 すず か 田 崇 寿 佳	被害者担当官	更生保護大会（主）、更生保護法人（協会）、更生保護女性会、保護司会（副）、保護司研修（新任、一次・二次）、社明（副）、文書管理担当者
		保護観察官 いし 井 なな こ 石 井 菜 々 子		社明、保護司会、BBS 会、更生保護大会（副）、更生保護女性会（副）、機関誌編集協力、保護司研修（新任、一次・二次）、デジタル化推進
		054 （253） 処遇部 門	首席保護観察官 すず 鈴木 まさ 美 鈴 木 真 寿 美	榛原 文書管理者、事件総括、特別調整統括、地域援助総括、再犯防止 更生保護施設・自立準備ホーム統括、社会復帰対策（班長）、居住支援
		統括保護観察官（事件） い が ら し たい すけ 五十 嵐 大 介	鳥田	事件統括、就労支援統括、保護司研修（定例、一次・二次、特別）、恩赦統括、社会貢献活動統括、少年処遇管理官、修学支援
		統括保護観察官（薬物） て ら し ま あつし 寺 島 淳	静岡市清水（南） 〈自〉スルガダルク	薬物統括、CFP 総括、しよく罪総括、プログラム総括
		主任保護観察官 おおく だ る み 奥 田 る み	静岡市駿河 〈自〉ケイフオート	恩赦
		保護観察官 いそ さき てる あき 磯 崎 輝 明	〈更〉勸善会（主） 〈更〉少年の家（副）	自立準備ホーム、特別調整（主）、委託管理（主） 事件・統計（副）
		保護観察官 すず 鈴木 まほろ	〈更〉少年の家（主）、焼津 〈自〉生活振興会、〈更〉勸善会（副）	保護司研修（定例、一次・二次、特別） 委託管理（副）
		保護観察官 にい ゆう たろう 新 楽 勇 太 郎	静岡市葵、〈自〉ケイフオート 〈自〉POPOLO、ゴーチェ、コクア	交通短期・更生指導（副）、特別調整（副） 薬物処遇（専修科）
		保護観察官 きく 池 壮 太	静岡市清水（北）	就労支援、交通短期・更生指導（主）、特別調整（副） （中等科）
		保護観察官 ふか や すず か 深 谷 鈴 花	藤枝 〈自〉松福会	事件・統計（主）、交通短期・更生指導（副）、デジタル化推進就労 支援、文書管理担当者（専修科）
	社会復帰調整官室	統括社会復帰調整官 おの だ あき 章 小 野 田 卓 章	心神喪失者等医療観察	文書管理者
		上席社会復帰調整官 わか つき ゆか 加 若 月 裕 加	心神喪失者等医療観察	文書管理担当者
		社会復帰調整官 もり やま はるか 森 山 はるか	心神喪失者等医療観察	
		社会復帰調整官 しま だ さと み 島 田 里 美	心神喪失者等医療観察	
		社会復帰調整官 くり た とし ゆき 之 栗 田 俊 之	心神喪失者等医療観察	（再任用）
	沼津駐在官事務所	055 （931） 2037	統括保護観察官 おお くら へい 平 大 倉 雄 平	富士宮 〈自〉こころ（副） 就労支援統括、更生緊急保護統括、社会貢献活動統括 地域援助統括
		主任保護観察官 いし だ のぶ ひこ 彦 石 田 修 彦	沼津（北）、伊豆中央、下田 〈自〉明日の空	交通短期・更生指導（主）、引受人会（副） 文書管理担当者
		主任保護観察官 たか 橋 のぶ 信 高 橋 良 信	富士（東）、伊東 〈自〉ライフライン	交通短期・更生指導（副）
		保護観察官 つき なり まさ な 月 成 雅 奈	富士（西）、北駿 〈自〉こころ（主）、POPOLO、ステップワン	少年調査記録取扱者
		保護観察官 お 小 ず か 香 小 沢 静 香	三島、熱海、西豆 〈自〉静岡ダルク、吉田荘	引受人会（主）、就労支援、デジタル化推進（副）
		保護観察官 み 三 うら あき ね 音 三 浦 耀 音	沼津（南） 〈自〉あしたか太陽の丘	交通短期・更生指導（副）、デジタル化推進（主） （中等科）
	浜松駐在官事務所	053 （456） 7525	統括保護観察官 あき 瀬 川 明 子 瀬 川 明 子	東小笠、浜松市浜名（浜北）（湖北） 〈自〉ウォーターバレー菊川、〈自〉ふじ苑 就労支援統括、更生緊急保護統括、社会貢献活動統括 地域援助統括
		保護観察官 ほん こん 香 樹 本 多 香 樹	浜松市中央（中）、浜松市天竜 〈自〉ときわ荘、〈自〉十軒荘、〈自〉浜松ダルク	引受人会、文書管理担当者
		保護観察官 よし もと な お 央 吉 本 奈 央	南磐田 〈自〉生活振興会（袋井）	薬物処遇、少年調査記録取扱者
		保護観察官 かた ゆう や 也 片 岡 祐 也	浜松市中央（東）（南）、掛川市 〈自〉ウォーターバレー浜松	就労支援、交通短期・更生指導（副）
		保護観察官 よし だ たけ 流 吉 田 彪 流	浜松市中央（西）、湖西	交通短期・更生指導（主）、デジタル化推進 （中等科）

* 薬物処遇、更生緊急保護、地域援助、社会貢献活動は、本庁処遇部門・駐在官事務所の全保護観察官が担当

令和8年度 定期駐在実施予定

保護区	駐 在 場 所	電 話	令和 8 年										令和 9 年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
下田	下田市民文化会館	0558(23)5151						25				20			
西豆	松崎町農村環境改善センター	0558(42)1441	(随時)												
三島	三島市社会福祉会館	055(972)3221		20		15			21			20			
伊豆中央	伊豆の国市市民交流センター 大仁くぬぎ会館	0558(76)3601						18			18				
	伊豆の国市役所大仁庁舎 2 階第 2 会議室	0558(76)8000			19								19		
伊東	更生保護サポートセンター 伊東	連絡は会長へ	(随時)												
熱海	熱海市総合福祉センター	0557(86)6323			24				28				17		
北駿	御殿場市駅前サービスセンター	0550(83)8280		18			24			16			15		
富士	富士市フィランセ東館 (2 階 介護相談室)	0545(64)8990		14		16			15	19			18		
富士宮	富士宮総合福祉会館 1 階 第一相談室	0544(22)0294		21		16		17		19		21			
静岡市 清 水	はーとびあ清水・3F 中会議室 又は 4F 機能訓練室	054(366)3932		13		15			14			13			
焼津	焼津地区更生保護サポート センター	054(631)5530		27		25		30		25		27			
藤枝	藤枝地区更生保護サポート センター	054(631)6313		13		8		9		11		13		10	
島田	島田市役所 ミーティングルーム	0547(36)7158			19			18			18		19		
榛原	静波コミュニティー 防災センター	0548(22)1140		20			19			18			24		
東小笠	菊川市総合保健福祉センター 相談室 1	0537(37)1123				17						22			
	御前崎市役所 西館 相談室 4	0537(85)1121							16						
掛川市	掛川市役所 1 階相談室 1・2	0537(21)1140			12				16			15			
	掛川市大東市民交流センター・ ミーティングルーム 1・2 (大東支所 3 階)	0537(72)1116	(随時)												
	掛川市大須賀市民交流センター・ ミーティングルーム 1・2・3 (大須賀支所 2 階)	0537(48)1000	(随時)												
南磐田	森町保健福祉センター 多目的研修室	0538(85)5769								27					
	i プラザ 2 階 ふれあい交流室 3	0538(37)4814		12AM				1	28			22			
	袋井市役所 3 階 303 会議室	0538(44)3121		15	12										
	豊田福祉センター 2 階 第 2 相談室	0538(36)8195	(随時)												
浜松市 浜 名	浜松市ふれあい交流センター 浜北	053(587)4830	(随時：月初月曜日サポートセンター開設時午前中等)												
	浜松市みをつくし文化センター	053(523)3116	(随時)												
浜松市 天 竜	二俣協働センター	053(926)1244	(随時)												
湖西	湖西市健康福祉センター 3 階特別会議室	053(576)4873			16								16		
	湖西市新居地域センター 4 階西会議室	053(594)8118							20						

保護司の声を聴く — Part14 —

第五四七号から、「保護司の声を聴く」の連載を始めました。この企画では、様々な質問に答えていただいています。また、質問の一部は、前号の保護司さんからの質問となっており、リレー形式で質問と回答が続いています。県内で活動する保護司さんの多様な経験や取組を是非お楽しみください。



伊豆中央地区保護司会 山口 繁
保護司歴 約十年

①初めて保護観察対象者を担当した際の苦い経験。面談をする限りとてもまじめで、これまでの失敗を繰り返すことはないだろうと思っていたのですが、ある日の朝、隣県の警察署から電話があり、覚せい剤所持で緊急逮捕したとのこと。この事実を一人だけ連絡できるとのことので私が指名されたことが唯一の救いでした。

②加害者とは反対側の被害者の立場に寄り添う活動について、その一端を経験してみたい。被害者への償いの気持ちをもとにするのか更生の仕上げに必要だと思っています。

③サポートセンターに企画調整保護司が当番制で詰める日があります。その日を活用して、就任してから三年目くらいまでの保護司に二名同席してもらい、先輩保護司の経験談を中心に相互に意見交換するようにしています。

④新任保護司の確保について、行政や地域の力を借りて進めていく組織的な方法を模索していますが具体例がありましたら教えてください。

(④の質問については、次回、伊東地区が回答)



藤枝地区保護司会 仲田 務
保護司歴 約十四年

①何人かの少年の保護観察対象者を担当しました。約束の時間はドタキャン、連絡は不通、ストレスが溜まりました。記録を読むと、幼少期の生い立ちが不幸なことが多いという事です。多くの場合、両親が離婚しています。大人の事情だけで別れるのは人間だけでしょう。

②近い将来、ベテラン保護司の多くが退任を迎えます。保護司会の運営そのものに支障が生じる恐れがあります。早めに次世代の保護司の育成に取り組んでいきたいと思っています。

③地元自治会行事や会合、自治体の行事等で広報・啓発活動を行っています。後発ではありますが、藤枝市役所のホームページ内に藤枝地区保護司会が開設されました。多くの一般市民に閲覧してもらえようと思います。IT化は活動を知ってもらおう大きな武器となるでしょう。

④多くの保護司が仕事をもちながら保護司活動をしています。新任保護司の発掘はどのような手法を立てて講じていますか？

(④の質問については、次回、島田地区が回答)



南磐田地区保護司会 相羽 正彦
保護司歴 約十年

①最初に担当したのは環境調整で、引き続きその保護観察に取り組みました。盗撮の罪を犯した対象者でした。このケースは再犯率が高いと言われていたのですが、どんな点に留意し面接でどのようなことを話せば再犯を防ぐことができるだろうかと思いついて初めの対象者という事で、今でもあの若者が同様の罪を再び犯さずに生活しているかどうか気になります。

②先日新聞に内閣府の世論調査の結果が掲載され、「保護司を引き受けたくない」との回答が八十六・四％であったと報道されました。定年年齢の延長という社会状況の変化も重なり、担い手不足解消の厳しさを改めて感じました。本会では七年度には「自宅以外の面接場所の確保」、八年度には「ボランティアの導入および取得への協力依頼」を事業推進の重点として活動環境の改善を進めています。そしてこのような取り組みが、担い手不足の解消にも波及するのを期待しています。

③公的役割は保護観察終了までですが、やむなく対応せざるを得ない場合には、国の「地域相談・援助」県の「再犯防止相談支援事業」自治体の「就労準備支援事業」等の事業内容紹介・相談・支援をしていきます。現在、本会内では複数の支援に関わっています。また相談先として自治体の「くらしと仕事相談センター」(名称は自治体により異なります)やNPO法人の「就労準備支援センター」(静岡県就労支援事業者機構)等の紹介をしています。ほぼ自力での生活の目的が立った時を、区切りとすべく努めています。厳し

いケースも少なくありません。保護司の担い手不足解消を目指した方策の一つとして会合の精選を進めています。しかし、この取り組みにより会員同士のつながりの希薄化も懸念されます。これに類した状況改善のため、どのような工夫や配慮をされていますか。

(④の質問については、次回、浜松市中央区が回答)

質問

①これまでの保護司活動で印象に残っていることは何ですか。

②今後の保護司活動で、やってみたい、または力を入れたい取組は何ですか。

③三島から伊豆中央へ新任保護司を対象にした研修やオリエンテーションをどのように行っていますか。

(焼津から藤枝)一般市民に保護司の活動を知って理解していただくために、どのような手立てを講じておられるでしょうか。

(掛川市から南磐田)保護観察が終了した後の対象者との関わりを、どの程度続けておられるでしょうか。生活が不安定なままの方に、どこまで踏み込んで相談対応を続けてよいのか、線引きに迷うことがございます。

④他の保護司に聞いてみたいことは何ですか。



死亡

(二月六日)

(浜松市中央)

飯高博

退任

(三月三十一日)

(静岡市駿河)

八木一憲

(北駿)

(沼津)

(富士)

湯山眞仁
深澤好正
鈴木一人

(令和七年十一月二十日)

(藤枝)

池谷昭二

保護司の異動(敬称略)

死亡者叙位(敬称略)

令和8年春の静岡保護観察所職員人事異動

転出(令和8年3月31日付け)

(現)	氏名	転出先
庶務係長	笠原修猛	さいたま保護観察所保護観察官
法務事務官	善本志帆	宇都宮保護観察所保護観察官

転出(令和8年4月1日付け)

(現)	氏名	転出先
所長	宇井総一郎	福岡保護観察所長
首席保護観察官	近藤大介	長野保護観察所企画調整課長
統括保護観察官	石原久司	東京保護観察所社会復帰対策官
社会復帰調整官	水野直武	横浜保護観察所社会復帰調整官
法務事務官	辻本健斗	法務省大臣官房人事課

転出(令和8年4月17日付け)

(現)	氏名	転出先
保護観察官	井手口梨恵子	新潟保護観察所統括保護観察官

退職(令和8年3月31日付け)

(現)	氏名
保護観察官(浜松)	和田美祈

転入(令和8年3月31日付け)

(新)	氏名	転入元
庶務係長	武本晴行	千葉保護観察所保護観察官
保護観察官(沼津)	三浦耀音	中国地方更生保護委員会法務事務官
保護観察官(浜松)	吉田彪流	関東地方更生保護委員会法務事務官

転入・新規採用等(令和8年4月1日付け)

(新)	氏名	転入元
所長	中島祐司	宇都宮保護観察所長
首席保護観察官	鈴木真寿美	水戸保護観察所企画調整課長
社会復帰調整官	若月裕加	横浜保護観察所社会復帰調整官
保護観察官(沼津)	高橋良信	関東地方更生保護委員会保護観察官
法務事務官	鈴木葉菜	(新採用)

転入(令和8年4月17日付け)

(新)	氏名	転入元
統括保護観察官	五十嵐大介	津保護観察所統括保護観察官

内部異動(令和8年4月1日付け)

(新)	氏名	転入元
保護観察官(本庁)	奥田るみ	保護観察官(浜松)
保護観察官(本庁)	鈴木まほろ	保護観察官(沼津)
保護観察官(浜松)	本多香樹	保護観察官(沼津)
企画調整課保護観察官	石井菜々子	処遇部門保護観察官